

第七回 参議院電気通信委員会會議錄第一号

昭和二十四年十二月二十四日(土曜日)
午前十時四十五分開会

委員氏名

委員長 大島 定吉君
理事 橋本萬右衛門君
理事 小林 勝馬君
理事 椎井 康雄君
理事 深水 六郎君
理事 木村 三郎君
理事 尾崎 行輝君
理事 新谷寅三郎君
理事 千葉 信君

委員の異動

十二月二十一日(水曜日)委員千葉信君及び椎井康雄君辞任につき、その補欠として丹羽五郎君及び藤枝昭信君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

- 放送法案(内閣送付)
- 電波法案(内閣送付)
- 電波監理委員会設置法案(内閣送付)
- 公聴会開会の件
- 連合委員会開会の件

○委員長(大島定吉君) 只今より電気通信委員会を開きます。電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案の三法案を議題といたします。

○委員長(大島定吉君) 議事に入りまして前に皆様にお話いたしましたことが、今回の法案は一般的関心及び目的を有する重要案件と考えますので、公聴会を開きたいと思っておりますが、如何いたしでしょうか。

○委員長(大島定吉君) それではさきより決定いたします。それにつきましては放送法案だけに止めるか、又は三法案を対案といたしましてどうか、お諮りいたします。

○千葉信君 放送法案だけでいいと思います。

○委員長(大島定吉君) それでは放送法案を対案とした公聴会を開きます。つきましてはその日取り及び公聴人の選定につきましてお諮りいたします。

○千葉信君 日取りについては、法案審議の関係もありますので、大体一月下旬頃開くということにしたらどうかと思います。

○委員長(大島定吉君) それでは下旬に決定いたします。それでは下旬に決定いたします。それでは下旬に決定いたします。

○千葉信君 日取りその他公聴人の選定等については、委員長、理事において決定せられんことを……。

○委員長(大島定吉君) ではさきより決定いたします。

○委員長(大島定吉君) 今一つお諮りいたしますが、三法案中電波監理委員会設置法案はその内容が内閣委員会に關係がありますので、当委員会と連合審査をすることにしてはどうかと、思いますが、御異議ありませんか。

○委員長(大島定吉君) 御異議がなければ内閣委員会に連合審査することの申入をいたします。

○委員長(大島定吉君) それでは大臣から三法案の提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(小澤重喜君) 只今議題と相成りました電波法案、放送法案及び電波監理委員会設置法案の提案理由を極く簡単に御説明申し上げます。

放送を含む電波行政の現在の基本法である無線電信法は、大正四年に施行せられたものでありますので、放送を始め科学技術の進歩に伴い電波を利用する分野が拡大した今日におきましては、十分に規律の目的を達しているとは申せない次第であります。特に放送に關しましては、この不備を補うと共に國民全体のための放送とするために、現在の日本放送協会の改組すると同時に、その事業の独占を排除することとが社會の要望するところとなつて参りました。次に、日本國憲法の施行によりまして、國民主權に基く法律による行政を確立いたしますためには、無線電信法は行政官庁に対する授權の範圍が広きに過ぎ、國民の權利及び自由を十分に保障しているものと申すことができません。又、電波が國境をこえた文化的手段でありますことから、その利用には高度の國際協力を必要といたしますが、このための國際電気通信條約に我が國も本年加入いたしました結果、この條約の要求を満すように國內法制を整備する必要があります。更に、無線電信法の性格そのものにつきましても、現在電気通信省で行なつております公衆通信事業の事業經營の準則と見られる規定が、監督行政の規定と共に包含せられて居りますので、行政を事業から分離し別個の法体系とすることが合理的であると申せます。同時に、主管の行政官庁も、事業官庁である電気通信省から分離すると共に、その組織を民主化することが行政の公正を期する上に必要となつて参ります。

以上要しますに、電波の公平且つ能率的な利用を確保し公共の福祉を増進するため、及び放送が公共の福祉に適合して行われ且つその健全な発達を図るために、電波法案及び放送法案並びに電波管理委員会設置法案をここに提出いたします次第であります。

○小林勝馬君 この法案は非常に注目せられておる法案であります關係もありまじし、質疑をこれから続行するといふことは何かの点について、いろいろと重大な問題があるのでございまして、一応本日は提案理由の御説明だけで、質疑を次回から活発に一つやることにされんことの動議を提出いたします。

○委員長(大島定吉君) 小林君の動議に御異議ございませんか。

○委員長(大島定吉君) それではさきより決定いたしましたして、本日はこれにて散會いたします。

午後十時五十二分散會
出席者は左の通り。

委員長 大島 定吉君
理事 小林 勝馬君
委員 深水 六郎君
新谷寅三郎君
千葉 信君

委員外議員
内閣委員長 河井 彌八君
國務大臣 郵政大臣 小澤重喜君
政府委員 電気政務次官 尾形六郎兵衛君
電波監理長官 網島 毅君
電気通信事務官(大臣官房) 鳥居 博君
審議室長 野村 義男君
電気通信事務官(電波庁法規經濟部) 野村 義男君

十二月十六日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、宮城縣湯ノ原、二井宿兩局間に單独電話線架設の請願(第一九号)
- 一、放送法案中一部修正に關する請願(第三三三号)
- 一、郡山市に電気通信職員訓練所郡山学園設置の請願(第一一〇号)
- 一、郡山市に電気通信省工作工場新設の請願(第一二三号)
- 一、札幌、帯広兩市間の電話回線増設に關する陳情(第一九号)

第一九号 昭和二十四年十二月五日
受理
宮城県湯ノ原、二井宿両局間に単独電
話線架設の請願

請願者 山形県東置賜郡二井宿
村長 羽隅喜右衛門外
三名

紹介議員 尾形六郎兵衛君
山形県二井宿村には、官公署その他公
共施設および交通機関があり、産業の
開発に伴い通信連絡の利用度はますま
す増大しているにもかかわらず、近隣
町村間の通信連絡は、郵便物の通達に
約一週間を要し電話連絡においても一
日を要する現状であつて冬期の六箇月
間は積雪のため不便はなほだしくこれ
ららう回経路に原因するものであるか
ら、宮城県湯ノ原局、二井宿局間に單
独電話線を架設せられたいとの請願。

第三三三号 昭和二十四年十二月五日
受理

放送法案中一部修正に関する請願

請願者 東京都文京区湯島三組
町七六全国ラヂオ電機
組合連合会内 小川忠
作

紹介議員 橋本萬右衛門君

近く国会に上程されようとして、放
送法案には、その第九條第二項第七号
に「委託により放送受信機器を修理
すること」とおよび同條第五項に「受信
機器の修理業務は電波管理委員会が定
期に行う調査により必要と認めた場所
に限りこれを行うことができる」との
條項があるが、この條項による日本放
送協会のラヂオ修理業界への進出は、
全国幾十万の業者とその家族の生存権
をおびやかすことになるから、業界の

不安を一掃するため、右兩項を削除せ
られたいとの請願。

第一一〇号 昭和二十四年十二月十
日受理

郡山市に電気通信職員訓練所郡山学園
設置の請願

請願者 福島県郡山市市長 本間
善庫外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君
郡山市は福島県の最中央部に位し、交
通上の要衝として電気通信関係の諸機
関はことごとく郡山市を中心として集
中しており、電気通信職員訓練所の設
置箇所としては郡山市が理想的かつ好
適地であるから、電気通信職員訓練所
郡山学園を設置せられたいとの請願。

第一一三三号 昭和二十四年十二月十
日受理

郡山市に電気通信省工作工場新設の請
願

請願者 福島県郡山市市長 本間
善庫外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

郡山市は福島県の最中央部に位し、交
通上の要衝として電気通信関係の諸
機関はことごとく郡山市を中心として
集中しており、電気通信省工作工場所
在地としては独立採算制度が実施せら
れている今日郡山市こそ最も理想的
かつ好適地であるから、電気通信省工
作工場を新設せられたいとの請願。

第一九号 昭和二十四年十二月七日
受理

札幌、帯広両市間の電話回線増設に関
する陳情

陳情者 北海道帯広市長 佐藤龜
太郎外一名

北海道帯広市は戦後の特殊事情により
躍進の一途をたどり東北北海道における
政治、文化、産業、経済の中心都市と
してその重要な地位を占めている。
一方電話加入利用は益々増大している
にもかかわらず帯広、札幌間電話回線
は、数年前の四回線のみであるため、
北海道の中心都市である札幌方面との
電話利用は最繁時における特別至急通
話に八時間以上を要し、定時予約通話
の優先通話以外はそ日の通話不能と
なり、普通利用者は全く利用の余地が
ない状況であるから、当地方発展振興
のためすみやかに帯広、札幌間電話回
線を八回線ないし十回線に増設せられ
たいとの陳情。

十二月二十三日予備審査のため、本委
員会に左の事件を付託された。

一、電波法案

一、放送法案

一、電波監理委員会設置法案

電波法案

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

電波法

第六章 監督(第七十一條―第八
十二條)

第七章 聽聞及び訴訟(第八十三
條―第九十九條)

第八章 雜則(第一百條―第一百四
條)

第九章 罰則(第一百五條―第二十
六條)

附則

第一章 總則

第一條 (目的)

この法律は、電波の公平且
つ能率的な利用を確保することに
よつて、公共の福祉を増進するこ
とを目的とする。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律に基
く命令の規定の解釈に關しては、
左の定義に従ふものとする。

一 「電波」とは、十キロサイクル
から三百万メガサイクルまでの
周波数の電磁波をいう。

二 「無線電信」とは、電波を利用
して、符号を送り、又は受ける
ための通信設備をいう。

三 「無線電話」とは、電波を利用
して、音声その他の音響を送
り、又は受けるための通信設備
をいう。

四 「無線設備」とは、無線電信、
無線電話その他電波を送り、又
は受けるための電氣的設備をい
う。

五 「無線局」とは、無線設備及び
無線設備の操作を行う者の總体
をいう。但し、受信のみを目的
とするものを含まない。

六 「無線従事者」とは、無線設備
の操作を行う者であつて、電波
監理委員会の免許を受けたもの

をいう。

(電波に關する條約)

第三條 電波に關し條約に別段の定
があるときは、その規定による。

第二章 無線局の免許

(無線局の開設)

第四條 無線局を開設しようとする
者は、電波監理委員会の免許を受
けなければならない。但し、発射
する電波が著しく微弱な無線局で
電波監理委員会規則で定めるもの
については、この限りでない。

2 公衆通信業務(公衆の一般的利
用に供する無線通信の業務をい
う。以下同じ。)を行うことを目
的とする無線局は、国でなければ
開設することができない。

(欠格事由)

第五條 左の各号の一に該当する者
には、無線局の免許を與えない。

一 日本の國籍を有しない人

二 外國政府又はその代表者

三 外國の法人又は団体

四 法人又は団体であつて、前三
号に掲げる者がその代表者であ
るもの又はこれらの者がその役
員の三分の一以上若しくは議決
権の三分の一以上を占めるも
の。

五 この法律又は放送法(昭和
年法律第 号)に規定する
罪を犯し罰金以上の刑に処せら
れ、その執行を終り、又はその
執行を受けることがなくなつた
日から二年を経過しない者

六 無線局の免許の取消を受け、
その取消の日から二年を経過し
ない者

前項の規定は、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局に對しては、左に掲げる無線

局については、適用しない。

一 実験無線局（科学又は技術の発達のための実験に専用する無線局をいう。以下同じ。）

二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十四條の船舶の無線局

（免許の申請）

第六條 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。

一 目的

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方及び通信事項

四 無線設備の設置場所

五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

六 希望する運用許容時間（運用することが出来る時間という。以下同じ。）

七 無線設備の工事設計及び工落成の予定期日

八 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法

九 運用開始の予定期日

2 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信（以下「放送」という。）をする無線局の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、左に掲げる事項を記載した書類を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。

一 前項第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項

二 事業計画及び事業收支見積

三 放送事項

四 放送区域

3 船舶局（船舶無線電信局（船舶の無線局であつて、無線電信により無線通信を行うもの）及び船舶無線電信局（船舶の無線局であつて、無線電信により無線通信を行うもの）をいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に同項に掲げる事項の外、その船舶の所有者、用途、総トン数、旅客船であるときは旅客定員、航行区域、主たる停泊港及び信号符号をあわせて記載しなければならない。

（申請の審査）

第七條 電波監理委員会は、前條の申請書を受理したときは、その申請が左の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

二 周波数の割当が可能であること。

三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。

四 前三号に掲げるものの外、電波監理委員会規則で定める無線局の開設の根本的基準に合致すること。

2 電波監理委員会は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

（予備免許）

第八條 電波監理委員会は、前條の規定により審査した結果、その申請が同條第一項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、左に掲げる事項を指定して、

無線局の予備免許を與える。

一 工事落成の期限

二 電波の型式及び周波数

三 呼出符号（標識符号を含む。以下同じ。）又は呼出名称

四 空中線電力

五 運用許容時間

2 電波監理委員会は、予備免許を受けた者から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前項第一号の期限を延長することができる。

（工事設計の変更）

第九條 前條の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ電波監理委員会の許可を受けなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める軽微な事項については、この限りでない。

2 前項但書の事項について工事設計を変更したときは、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更をきつたものであつてはならず、且つ、第七條第一項第一号の技術基準に合致するものでなければならない。

（落成後の検査）

第十條 第八條の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を電波監理委員会に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格及び員数について検査を受けなければならない。

（免許の拒否）

第十一條 第八條第一項第一号の期限（同條第二項の規定による期限の延長があつたときは、その期限）經過後二週間以内に前條の規定による届出がないときは、電波監理委員会は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

（免許の附與）

第十二條 電波監理委員会は、第十條の規定による検査を行った結果、その無線設備が第六條第一項第七号又は同條第二項第一号の工事設計（第九條の規定による変更があつたときは、変更があつたもの）に合致し、且つ、その無線従事者の資格及び員数が第五十條の規定に違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を與えなければならない。

（免許の有効期間）

第十三條 免許の有効期間は、免許の日から起算して五年（放送を目的とする無線局については、三年）をこえない範囲内において電波監理委員会規則で定める。但し、再免許を妨げない。

2 船舶安全法第四條（同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令（昭和二十四年政令第三百六号）第五條の漁船の船舶無線電信局の免許の有効期間は、前項の規定にかかわらず、無期限とする。

（免許状）

第十四條 電波監理委員会は、免許を與えたときは、免許状を交付する。

記載しなければならない。

一 免許の年月日及び免許の番号

二 免許人（無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称

三 無線局の種類

四 無線局の目的

五 通信の相手方及び通信事項

六 無線設備の設置場所

七 免許の有効期間

八 呼出符号又は呼出名称

九 電波の型式及び周波数並びに発振及び変調の方式

十 空中線電力

十一 空中線の型式及び構成

十二 運用許容時間

3 放送をする無線局の免許状には、前項の規定にかかわらず、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前項第一号から第四号まで及び第六号から第十二号までに掲げる事項

二 放送事項

三 放送区域

（再免許の手續）

第十五條 第十三條第一項但書の再免許については、第六條及び第八條から第十二條までの規定にかかわらず、電波監理委員会規則で定める簡易な手續によることができる。

（運用開始の届出）

第十六條 免許人は、免許を受けたときは、遅滞なくその無線局の運用開始の期日を電波監理委員会に届け出なければならない。

（変更等の許可）

第十七條 免許人は、通信の相手方、

通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ電波監理委員会の許可を受けなければならない。放送をする無線局の免許人が放送事項又は放送区域を変更しようとするときも、同様とする。

2 第九條第一項但書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定により無線設備の変更の工事をする場合に準用する。

(変更検査)

第十八條 前條第一項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事を許可を受けた免許人は、電波監理委員会の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同條同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

(申請による周波数等の変更)

第十九條 電波監理委員会は、免許人が呼出符号若しくは呼出名称、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

(免許の承継)

第二十條 免許人について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、免許人の地位を承継する。

2 船舶局のある船舶について船舶の所有権の移転又はよう船契約の

設定、変更若しくは解除により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。

3 前二項の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なくその事実を証する書面を添えてその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

(免許状の訂正)

第二十一條 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を電波監理委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

(廃止及び休止)

第二十二條 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を電波監理委員会に届け出なければならない。無線局の運用を一箇月以上休止するときも、同様とする。

第二十三條 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。

(免許状の返納)
第二十四條 免許人がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、一箇月以内にその免許状を返納しなければならない。

(無線局の公示)

第二十五條 電波監理委員会は、免許をしたときは、その無線局について、電波監理委員会規則で定める事項を公示する。

(周波数の公開)

第二十六條 電波監理委員会は、免許の申請等に資するため、割り当てることが可能である周波数及び割り当てた周波数の現状を示す表

を作成し、公衆の閲覧に供しなければならない。

(免許の特例)

第二十七條 外国において取得した船舶の無線局については、電波監理委員会は、第六條から第十四條まで及び第二十五條の規定によらないで免許を與えることができる。

2 前項の規定による免許は、その船舶が日本国内の目的港に到着した時に、その効力を失う。

第三章 無線設備

(電波の質)

第二十八條 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、電波監理委員会規則で定めるところに適合するものでなければならない。

(受信設備の條件)

第二十九條 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、電波監理委員会規則で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を與えるものであつてはならない。

(安全施設)

第三十條 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を與えることがないように、電波監理委員会規則で定める施設をしなければならない。

(周波数測定装置の備えつけ)

第三十一條 電波監理委員会規則で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の二分の一以下である周波数測定装置を備えなければならない。

(計器及び予備品の備えつけ)
第三十二條 船舶局の無線設備には、その操作のために必要な計器及び予備品であつて、電波監理委員会規則で定めるものを備えなければならない。

(船舶の義務無線電信の條件)
第三十三條 船舶安全法第四條の船舶に施設する無線電信(以下「義務無線電信」という。)の主送信装置は、五百キロサイクルの周波数において晝間百九十キロメートル以上の有効通達距離をもつものであるなければならない。

2 電波監理委員会は、船舶安全法第四條第一項第三号(同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。以下同じ。)の船舶に施設する無線電信について、前項の有効通達距離の特例を定めることができる。

第三十四條 義務無線電信には、左に掲げる條件に適合する補助装置を備えなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、電波監理委員会規則で定めるものについては、この限りでない。

一 独立の電源をもつこと。
二 連続して六時間以上使用できること。

三 送信装置は、五百キロサイクルの周波数において晝間九十五キロメートル(第五十條の第一種局については百五十キロメートル)以上の有効通達距離をもつこと。
四 受信装置は、五百キロサイク

ルの周波数を受信することができ、且つ、鉱石検波の方式によつても受信できること。

五 直ちに完全に操作できること。

2 前項の補助装置は、船舶の最高満載きつ水線の上なるべく高い安全な位置に装置することを要する。

3 送信又は受信の主装置が前二項の條件を具備するときは、その補助装置を備えることを要しない。

第三十五條 義務無線電信の通信室には、非常燈を備えなければならない。

2 義務無線電信の通信室が航海船舶以外の場所にあるときは、航海船舶との間に送話管又は電話を備えなければならない。

(救命艇の無線電信の條件)
第三十六條 船舶安全法第二條(同法第十四條の規定に基く政令において準用する場合を含む。)の規定に基く命令により船舶に備える救命艇に装置しなければならない無線電信は、左に掲げる條件に適合したものでなければならない。

一 五百キロサイクルの周波数により送り、及び受けることができること。
二 連続して三時間以上使用できること。

三 送信装置は、五百キロサイクルの周波数において晝間五十キロメートル以上の有効通達距離をもつこと。

四 受信装置は、鉱石検波の方式によつても受信できること。
五 機器は、救命艇の機関による

振動に耐えること。
六 有効な防水装置があること。

(無線設備の機器の検定)

第三十七條 第三十一條の規定により備えつけなければならない周波数測定装置、船舶に施設する緊急自動受信機及び電波監理委員会規則で定める無線方位測定機は、その型式について、電波監理委員会の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。

(その他の技術基準)

第三十八條 無線設備(放送の受信のみを目的とするものを除く)は、この章に定めるものの外、電波監理委員会規則で定める技術基準

準に適合するものでなければならぬ。

第四章 無線従事者

(無線設備の操作)

第三十九條 無線局の無線設備の操作は、次條の定めるところにより、無線従事者でなければ、行つてはならない。但し、船舶が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(無線従事者の従事範囲)

第四十條 無線従事者の資格は、左の表の上欄に掲げるとおりとし、それ、下欄に掲げる無線局の無線設備の操作を行うことができるものとする。

無線従事者の資格	行うことができる無線設備の操作
第一級無線通信士	無線設備の通信操作 船舶に施設する無線設備の技術操作 陸上に施設する空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作
第二級無線通信士	国内通信のための無線設備の通信操作 第一級無線通信士の指揮の下に行う国際通信のための無線設備の通信操作 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作 漁業用の海岸局(船舶局と通信を行うため陸上に開設した無線局をいう。以下同じ)の空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び七十五ワット以下の無線電話の技術操作 空中線電力五十ワット以下の可搬型の無線電信及び無線電話の技術操作

第三級無線通信士

第一級無線通信士又は第二級無線通信士の指揮の下に行う国内通信のための無線設備の通信操作
漁船に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
漁業用の海岸局の空中線電力百二十五ワット以下の無線電信及び五十ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作

電話級無線通信士

船舶に施設する空中線電力百ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作
漁業用の海岸局の空中線電力五十ワット以下の無線電話の通信操作及び技術操作

聴守員級無線通信士

船舶に施設する無線電信の通信操作(遭難信号、緊急信号及び安全信号の聴守に限る。)

第一級無線技術士

無線設備の技術操作

第二級無線技術士

第一級無線技術士の指揮の下に行う無線設備の技術操作
空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作

第一級アマチュア無線技士

アマチュア無線局(個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ)の無線設備の通信操作及び技術操作

第二級アマチュア無線技士

空中線電力百ワット以下で五十メガサイクル以上又は八メガサイクル以下の周波数を使用するアマチュア無線局の無線電信の通信操作及び技術操作

特殊無線技士

電波監理委員会規則で定める無線設備の操作

(免許)

第四十一條 無線従事者にならうとする者は、前條の資格別に行う無線従事者国家試験に合格し、合格の日から三箇月以内に電波監理委

員会の免許を受けなければならない。
(免許を與えない場合)
第四十二條 左の各号の一に該当する者に対しては、無線従事者の免許を與えないことができる。

許を與えないことができる。

- 一 第九章の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 無線従事者の免許を取り消され、取消の日から二年を経過しない者
- 三 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

(無線従事者原簿)

第四十三條 電波監理委員会は、無線従事者原簿を備えつけ、免許に関する事項を記載する。

(免許の有効期間)

第四十四條 無線従事者の免許の有効期間は、免許の日から起算して五年とする。

(免許の更新)

第四十五條 無線従事者は、同一の資格について免許の更新を申請することができる。

- 2 前項の申請をした者が、左の各号の一に該当するときは、電波監理委員会は、無線従事者国家試験を行わないでその免許の更新をしなければならない。
- 一 免許の有効期間中通算して二年六箇月以上当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基く処分に違反しなかつた者

- 二 免許の有効期間中通算して一年六箇月以上及び申請前一年以内に六箇月以上当該免許に係る業務に従事し、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基く処分に違反しなかつた者

らに基く処分に違反しなかつた者

3 第一項の申請をした者が前項各号に該当しない場合であつても、電波監理委員会は、申請者の当該免許に係る業務の経歴及び成績によつて、無線従事者国家試験の一部を免除することができる。

4 免許の更新については、第四十二條及び第四十四條の規定を準用する。

(無線従事者国家試験)

第四十六條 無線従事者国家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行う。

第四十七條 無線従事者国家試験は、第四十條の資格別に、毎年少くとも一回電波監理委員会が行う。

第四十八條 無線従事者国家試験に關して不正の行為があつたとき

は、電波監理委員会は、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けさせないことができる。

第二種局乙(旅客船以外の船舶の船舶無線電信局(第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。))であつて公衆通信業務を取り扱うもの又は旅客船の船舶無線電信局(第一種局及び第二種局甲に該当するものを除く。))をいう。以下同じ。)

第一級無線通信士の免許を受けている者又は通信長となる前十年以内に船舶無線電信局若しくは海岸局において第二級無線通信士として一年以上業務に従事し、且つ、現に第二級無線通信士の免許を受けている者

第四十九條 第四十一條から前條までに規定するものの外、免許の申請、免許証の交付、再交付及び返納その他無線従事者の免許に關する手続的事項並びに試験科目、受験手続その他無線従事者国家試験の実施細目は、電波監理委員会規則で定める。

(通信長の配置等)
第五十條 左の表の上欄に掲げる船舶無線電信局には、通信長(船舶通信士の長をいう。)としてそれぞれ下欄に掲げる無線通信士を配置しなければならない。

第五十一條 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

第五章 運用

第一節 通則

(目的外使用の禁止等)

第五十二條 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送事項)の範囲をこえて運用してはならない。但し、左に掲げる通信については、この限りでない。

一 遭難通信(船舶が重大且つ急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。)

二 緊急通信(船舶が重大且つ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置して行う

2 電波監理委員会は、前項に規定するものの外、必要があると認めるときは、電波監理委員会規則により、無線局に配置すべき無線従事者の資格別員数を定めることができる。

(選解任届)

第五十一條 無線局の免許人は、無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

第五十二條 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送事項)の範囲をこえて運用してはならない。但し、左に掲げる通信については、この限りでない。

一 遭難通信(船舶が重大且つ急迫の危険に陥つた場合に遭難信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。)

二 緊急通信(船舶が重大且つ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置して行う

無線通信をいう。以下同じ。)

三 安全通信(船舶の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置して行う無線通信をいう。以下同じ。)

四 非常通信(地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。以下同じ。)

五 放送の受信

六 その他電波監理委員会規則で定める通信

第五十三條 無線局を運用する場合においては、呼出符号又は呼出名称、電波の型式、周波数、発振及び変調の方式並びに空中線の型式及び構成は、免許状に記載されたところによらなければならない。但し、遭難通信については、この限りでない。

第五十四條 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許

状に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最小のものでなければならない。但し、遭難通信については、この限りでない。

第五十五條 無線局は、第八條第一項の規定により指定する運用許容時間内でなければ、運用してはならない。但し、第五十二條各号に掲げる通信を行う場合及び電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(混信等の防止)

第五十六條 無線局は、他の無線局にその運用を妨害するような混信その他の妨害を與えないように運用しなければならない。但し、第五十二條第一号から第四号までに掲げる通信については、この限りでない。

(擬似空中線回路の使用)

第五十七條 無線局は、左に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

一 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。

二 実験無線局を運用するとき。

(実験無線局等の通信)

第五十八條 実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

(秘密の保護)

第五十九條 何人も法律に別段の定めがある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

(時計、業務書類等の備えつけ)

第六十條 無線局には、正確な時計

及び無線検査簿、無線業務日誌その他電波監理委員会規則で定める書類を備えておかなければならない。

(通信方法等)

第六十一條 無線局の呼出又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに補助設備、救命艇の無線設備、方位測定装置及び緊急自動受信機の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、電波監理委員会規則で定める。

第二節 海岸局及び船舶局の運用

(船舶局の運用)

第六十二條 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。但し、受信装置のみを運用するとき、第五十二條各号に掲げる通信を行うとき、その他電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

3 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数については、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

(運用しなければならない時間)

第六十三條 船舶無線電信局は、その船舶の航行中は、第一種局にあつては常時、第二種局にあつては電波監理委員会規則で定める時間中の時間運用しなければならない。

い。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の時間中の時間は、第二種局甲にあつては一日十六時間、第二種局乙にあつては一日八時間とする。

3 海岸局は、常時運用しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める海岸局については、この限りでない。

(沈黙時間)

第六十四條 海岸局及び船舶局は、中央標準時による毎時の十五分過ぎから十八分過ぎまで及び四十五分過ぎから四十八分過ぎまで(第一沈黙時間という。以下同じ。)

は、四百八十五キロサイクルから五百十五キロサイクルまでの周波数の電波を発射してはならない。但し、遭難通信若しくは緊急通信を行う場合又は第一沈黙時間の最後の二十秒間に安全信号を送信する場合は、この限りでない。

2 海岸局及び船舶局は、毎時六分をこえない範囲内で電波監理委員会規則で定める時間(第二沈黙時間という。以下同じ。)

は、前項の周波数以外の電波であつて電波監理委員会規則で定めるものを発射してはならない。

3 第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

(聴守義務)

第六十五條 五百キロサイクルの周波数の指定を受けている海岸局及び船舶無線電信局は、その運用しなければならない時間(以下「運用義務時間」という。中)は、五百キロサイクルの周波数で聴守しなければならない。

ればならない。但し、第一沈黙時間中を除く外、現に通信を行つていない場合は、この限りでない。

2 前條第二項の電波監理委員会規則で定める周波数の指定を受けている海岸局及び船舶局は、その運用義務時間中は、その周波数で聴守しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める第二沈黙時間中を除く外、現に通信を行つていない場合は、この限りでない。

(遭難通信)

第六十六條 海岸局及び船舶局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに回答し、且つ、遭難している船舶を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等救助の通信に關し最善の措置をとらなければならない。

2 無線局は、遭難信号を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

(緊急通信)

第六十七條 海岸局及び船舶局は、遭難通信に次ぐ優先順位をもつて、緊急通信を取り扱わなければならない。

2 海岸局及び船舶局は、緊急信号を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少くとも三分間継続してその緊急通信を受信しなければならない。

(安全通信)

第六十八條 海岸局及び船舶局は、すみやかに、且つ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。

2 海岸局及び船舶局は、安全信号を受信したときは、その通信が自局に關係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

(船舶局の機器の調整のための通信)

第六十九條 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、支障のない限り、これに応じなければならない。

(通信圈入出の通知)

第七十條 船舶無線電信局は、海岸局の通信圈に入つたとき、又はその通信圈を去ろうとするときは、その旨をその海岸局に通知しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の海岸局の通信圈は、電波監理委員会規則で定める。

第六章 監督

(周波数等の変更)

第七十一條 電波監理委員会は、通信の防止その他公益上必要があるときは、当該無線局の目的の遂行に支障を及ぼさず、且つ、その無線設備の変更を要しないか又は輕微な変更を要するにとどまる場合に限り、無線局の周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。

(電波の発射の停止)

第七十二條 電波監理委員会は、無線局の発射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時

に電波の発射の停止を命ずることができる。

2 電波監理委員会は、前項の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則の定めるものに適合するに至つた旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射せなければならない。

3 電波監理委員会は、前項の規定により発射する電波の質が第二十八條の電波監理委員会規則で定めらるるものに適合しているときは、直ちに第一項の停止を解除しなければならない。

(検査)

第七十三條 電波監理委員会は、毎年一回、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十條の時計及び書類を検査させる。但し、その年に免許を受けた無線局及び外国地間に航行中の船舶の無線局については、この限りでない。

2 電波監理委員会は、前條第一項の電波の発射の停止を命じたとき、同條第二項の申出があつたとき、無線局のある船舶が外国へ出港しようとするとき、その他この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十條の時計及び書類を検査させることができる。

3 前二項の規定により無線局に立ち入り、検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、

関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(非常の場合の無線通信)

第七十四條 電波監理委員会は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

2 電波監理委員会が前項の規定により無線局に通信を行わせたときは、国は、その通信に要した実費を弁償しなければならない。

(無線局の免許の取消等)

第七十五條 電波監理委員会は、免許人が第五條の規定により免許を受けることができない者となつたときは、その免許を取り消さなければならない。

第七十六條 電波監理委員会は、免許人がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許可時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

2 電波監理委員会は、免許人が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。

二 不正な手段により無線局の免

許若しくは第十七條の許可を受け、又は第十九條の規定による指定の変更を行わせたとき。

三 前項の規定による命令又は制限に従わないとき。

第七十七條 電波監理委員会は、前二條の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書を免許人に送付しなければならない。

(空中線の撤去)

第七十八條 無線局の免許がその効力を失つたときは、免許人であつた者は、遅滞なく空中線を撤去しなければならない。

(無線従事者の免許の取消等)

第七十九條 電波監理委員会は、無線従事者が左の各号の一に該当するときは、その免許を取り消し、又は三箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したとき。

二 不正な手段により免許又は免許の更新を受けたとき。

2 第七十七條の規定は、前項の規定による取消又は停止に準用する。

(報告)

第八十條 無線局の免許人は、左に掲げる場合は、電波監理委員会規則で定める手続により、電波監理委員会に報告しなければならない。

一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき。

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して運用した

無線局を認めたとき。

三 第二十五條の規定により公示された無線局の無線設備以外の無線設備から電波が発射されたことを認めたとき。

四 無線局が外国において、あらかじめ電波監理委員会が告示した以外の運用の制限をされたとき。

第八十一條 電波監理委員会は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

(受信設備に対する監督)

第八十二條 電波監理委員会は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を與えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 電波監理委員会は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について前項の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。

3 第七十三條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第七章 聴聞及び訴訟

(聴聞の事実)

第八十三條 電波監理委員会は、左に掲げる場合は、この章に定めるところに従い聴聞を行わなければならない。

ならない。

一 第四條但書(免許を要しない無線局)、第七條第一項第四号(無線局の開設の根本的基準)、第十三條第一項(無線局の免許の有効期間)、第十五條(再免許の手続)、第二十八條(第百條第三項において準用する場合を含む。)(電波の質)、第二十九條(受信設備の条件)、第三十條(第百條第三項において準用する場合を含む。)(安全施設)、第三十一條(周波数測定装置の備えつけ)、第三十二條(計器及び予備品の備えつけ)、第三十四條(補助装置の備えつけ)、第三十七條(無線設備の機器の検定)、第三十八條(第百條第三項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十九條(無線設備の操作)、第四十條(特殊無線技士の従事範囲)、第四十九條(国家試験の細目等)、第五十條(第二項(無線従事者の資格別員数の指定)、第五十二條第六号(目的外使用)、第五十五條(運用許可時間外運用)、第六十一條(通信方法等)、第六十四條第二項(第二沈黙時間)、第六十五條第二項(聴守義務)及び第百條第一項第二号(高周波利用設備)の規定による電波監理委員会規則を制定しようとするとき。

二

第七十六條第二項の規定による無線局の免許の取消又は第七十九條第一項の規定による無線従事者の免許の取消の処分をしようとするとき。

三 電波監理委員会の処分に対す

る異議の申立があつたとき。

2 電波監理委員会は、前項の場合の外、必要と認める事項について聴聞を行うことができる。

(異議の申立)

第八十四條 この法律又はこの法律に基く命令の規定に基く電波監理委員会の処分不服のある者は、電波監理委員会に対して異議の申立をすることができる。

2 異議の申立は、処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、理由を記載した申立書を電波監理委員会に提出して、行わなければならない。但し、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

(申立の却下)

第八十五條 電波監理委員会は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちに申立を却下する。

2 前項の規定による申立の却下は、理由を記載した文書で行い、その正本を申立人に送付しなければならない。

(聴聞の開始)

第八十六條 第八十四條の規定による異議の申立があつたときは、電波監理委員会は、前條の規定により却下する場合を除き、申立を受理した日から三十日以内に聴聞を開始しなければならない。

第八十七條 聴聞は、電波監理委員会が事案を指定して指名する審理官が主宰する。但し、事案が特に重要である場合において電波監理委員会が聴聞を主宰すべき委員を指名したときは、この限りでない。

第八十八條 聴聞の開始は、利害関係者(異議の申立に係る聴聞の場合)は利害関係者及び異議の申立をした者。以下同じ。に対し、審理官(前條但書の場合)はその委員。以下同じ。の名をもつて、事案の要旨、聴聞の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した聴聞開始通知書を送付して行ふ。

2 前項の聴聞開始通知書を送付したときは、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公告しなければならない。

(参加)

第八十九條 前條に定める者の外、聴聞に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、審理官に利害関係者として参加する旨を申し出なければならない。

(代理人)

第九十條 利害関係者は、弁護士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

(調査)

第九十一條 審理官は、聴聞に際し必要があると認めるときは、利害関係者を審問し、又は参考人に出頭を求めて審問し、且つ、これらの者に報告をさせることができる。

(主張と立証)

第九十二條 利害関係者若しくはその代理人又は電波監理委員会は、聴聞に際し、自己の主張を述べ、証拠を申し立て、又は利害関係者若しくは参考人若しくは電波監理委員会を審問することができる。

(調書及び意見書)

第九十三條 審理官は、聴聞に際しては、調書を作成しなければならない。

2 審理官は、前項の調書に基き意見書を作成し、同項の調書とともに、電波監理委員会に提出しなければならない。

3 電波監理委員会は、第一項の調書及び前項の意見書を公衆の閲覧に供しなければならない。

(決定)

第九十四條 電波監理委員会は、前條の調書及び意見書に基き事案の決定を行う。

2 前項の決定は、文書により行い、その正本を第八十八條及び第八十九條の利害関係者に送付しなければならない。

3 前項の文書には、聴聞を経て電波監理委員会が認定した事実及び理由を示さなければならない。

(参考人の旅費等)

第九十五條 第九十一條の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定める額の旅費、日当及び宿泊料を受ける。

(規則委任事項)

第九十六條 この章に定めるものの外、聴聞に関する手続は、電波監理委員会規則で定める。

(専属管轄)

第九十七條 この法律又はこの法律に基き命令の規定に基き電波監理委員会の処分に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(記録の送付)

第九十八條 前條の訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく電

波監理委員会に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。

(事実認定の拘束力)

第九十九條 第九十七條の訴については、電波監理委員会が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断するものとする。

第八章 雑則

(高周波利用設備)

第一百條 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、電波監理委員会の許可を受けなければならない。

一 電線路に十キロサイクル以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備(ケーブル搬送設備及び平衡二線式裸線搬送設備を除く。)

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロサイクル以上の高周波電流を利用するものうち、電波監理委員会規則で定めるもの

2 前項の許可の申請があつたときは、電波監理委員会は、当該申請が次項において準用する第二十八條、第三十條又は第三十八條の技術基準に適合し、且つ、当該申請に係る周波数の使用が他の通信に妨害を與えないと認めるときは、これを許可しなければならない。

3 第十四條第二項及び第二項(免許状)、第十七條(変更等の許可)、

第二十一條(免許状の訂正)、第二十二條、第二十三條(廃止及び休止)、第二十四條(免許状の返納)、第二十八條(電波の質)、第三十條(安全施設)、第三十八條(技術基準)、第七十二條(電波の発射の停止)、第七十三條第二項から第四項まで(検査)、第七十六條、第七十七條(無線局の免許の取消等)、第八十一條(報告)の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

(無線設備の機能の保護)

第一百一條 第八十二條第一項の規定は、無線設備以外の設備(前條の設備を除く。)が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を與え

るときに準用する。

第二百二條 電波監理委員会の施設した無線方位測定装置の設置場所から一キロメートル以内の地域に、電波を乱すおそれのある建造物又は工作物であつて電波監理委員会規則で定めるものを建設しようとする者は、あらかじめ電波監理委員会にその旨を届け出なければならない。

2 前項の無線方位測定装置の設置場所は、電波監理委員会が公示する。

(手数料の徴収)

第二百三條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める手数料を政令で定める期日に納めなければならない。

納めなければならない者		金額
一 第六條の規定による免許の申請をする者		三千円
二 第十條の規定による落成後の検査又は第七十三條第一項の規定による検査を受ける者		
イ 船舶局		三千六百円
空中線電力五十ワット以下のもの		六千円
空中線電力二百ワット以下のもの		八千円
空中線電力二キロワット以下のもの		一万三千円
空中線電力二キロワットをこえるもの		六千円
ロ 放送をする無線局		
空中線電力五十ワット以下のもの		一万円
空中線電力五百ワット以下のもの		一万九千円
空中線電力十キロワット以下のもの		二万二千元
空中線電力十キロワットをこえるもの		四千元
ハ その他の無線局		
空中線電力五十ワット以下のもの		七千元
空中線電力二百ワット以下のもの		九千元
空中線電力二キロワット以下のもの		九千元
空中線電力二キロワットをこえるもの		一万五千元

三	第十八條の規定による検査を受ける者第七十一條の規定に基く指定の変更を受けたため第十七條第一項の許可を受けた者を除く。	五 千 円
四	第三十七條の規定による検定を受ける者	二 万 円
五	第四十一條の規定による無線従事者國家試験を受ける者	五 百 円
六	第四十五條第一項の規定による免許の更新を申請する者であつて同條第二項に該当するもの	百 円
七	第四十九條の規定による免許証の再交付を申請する者	百 円

(国に対する適用)

第四百四條 この法律の規定は、第七章及び第九章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において「免許」又は「許可」とあるのは、第四章を除き、「承認」と読み替へるものとする。

第九章 罰則

第四百五條 無線通信の業務に従事する者が第六十六條第一項の規定による遭難通信の取扱をしなかつたとき、又はこれを遅延させたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 遭難通信の取扱を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第四百六條 自己若しくは他人に利益を與え、又は他人に損害を加ふる目的で、無線設備又は第四百條第一項第一号の通信設備によつて虚偽の通信を發した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 船舶遭難の事実がないのに、無線設備によつて遭難通信を發した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

可がないのに、同條同項の設備を運用した者

三 第五十二條、第五十三條又は第五十五條の規定に違反して無線局を運用した者

四 第十八條の検査を受けないうで無線設備を運用した者

五 第七十二條第一項又は第七十六條第一項(以上の各規定を第七百條第三項において準用する場合を含む。)の規定によつて電波の發射又は運用を停止された無線局又は第七百條第一項の設備を運用した者

六 第七十四條第一項の規定による処分に違反した者

第七百一十一條 第七十三條第一項若しくは第二項又は第八十二條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第七百一十二條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第六十二條第一項の規定に違反した者

二 第六十四條第一項の規定に違反した者

三 第七十六條第一項(第七百條第三項において準用する場合を含む。)の規定による運用の制限に違反した者

四 第七十八條の規定に違反した者

五 第八十二條第一項(第七百一條において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第七百一十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條の規定に違反した者

二 第七十九條第一項の規定により業務に従事することを停止されたのに、無線設備の操作を行つた者

第七百一十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第七百十條から第七百一十二條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

第七百一十五條 第九十一條の規定による審理官の処分に違反して、出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三千元以下の過料に処する。

第七百一十六條 左の各号の一に該当する者は、三千元以下の過料に処する。

一 第二十條第三項の規定に違反して、届出をしない者

二 第二十二條(第七百條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をしない者

三 第二十四條(第七百條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、免許状を返納しない者

附則

1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、昭和

二十五年四月二日以後であつてはならない。

(無線電信法の廃止)

2 無線電信法(大正四年法律第二十六号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 旧法第六條、第十五條、第十九條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五條、第二十六條及び第二十八條の規定は、公衆通信業務に関する法律が制定施行されるまでは、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(旧法の罰則の適用)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法の効力を有する。

(無線従事者に関する経過規定)

5 この法律施行の際、現に無線通信士資格検定規則(昭和六年通信省令第八号)の規定によつて第一級、第二級、第三級、電話級又は聽守員級の無線通信士の資格を有する者は、この法律施行の日、それぞれこの法律の規定による第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士、電話級無線通信士又は聽守員級無線通信士の免許を受けたものとみなす。

6 旧電氣通信技術者検定規則(昭和十五年通信省令第十三号)廃止の際(昭和二十四年六月一日)、現に同規則の規定によつて第一級若しくは第二級の電氣通信技術者の資格又は第三級(無線)の電氣通信技術者の資格を有していた者は、この法律施行の日、それぞれこ

の法律の規定による第一級無線技術士又は第二級無線技術士の免許を受けたものとみなす。

7 前二項の規定により免許を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から一年以内に、この法律の規定による無線従事者免許証の交付を申請しなければ、不可抗力による場合を除く外、同期間の満了によつて、その免許は、効力を失う。

8 この法律施行の際、現に無線設備の技術操作に従事している者は、この法律施行後一年間は、第三十九條の規定にかかわらず、無線技術士の資格がなくても、無線設備の技術操作に従事することができる。

9 (この法律の施行前になした処分等) 第五項又は第六項に規定するものの外、旧法又はこれに基づく命令の規定に基づく処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律によつてしたものとなす。この場合において、無線局(船舶安全法第四條の船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令第五條の漁船の船舶無線電信局を除く。)の免許の有効期間は、第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して一年以上三年以内において無線局の種類ごとに電波監理委員会規則で定める期間とする。

10 この法律の施行の際、現に第百(既設の高周波利用設備の許可の申請) 10 この法律の施行の際、現に第百

條第一項第二号の設備を設置している者は、この法律施行の日から一年以内に当該設備につき電波監理委員会の許可を受けなければならない。

11 第百條第二項及び第三項の規定は、前項の設備について準用する。

12 この法律施行の日から一箇月以内は、電波監理委員会は、第八十三條第一項第一号の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同條同項同号の電波監理委員会規則を制定することができる。

13 前項の規定により制定された電波監理委員会規則は、この法律施行の日から六箇月を経過した日に、その効力を失う。

14 (船舶安全法等の改正) 船舶安全法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「無線電信法」を「電波法」に改める。

15 著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ五第二項中「無線電信法及之ニ基キ発スル命令ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル放送無線電話施設者」を「放送事業者」に改める。

放送法案
放送法
目次
第一章 総則(第一條―第六條)
第二章 日本放送協会(第七條―第五十條)
第三章 一般放送事業者(第五十一條―第五十二條)

第四章 罰則(第五十三條―第五十八條)

附則 第一章 総則

(目的) 第一條 この法律は、左に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及され、その効用を最大に普及することを保障すること。
二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

(定義) 第二條 この法律及びこの法律に基

く命令の規定の解釈に関しては、左の定義に従ふものとする。
一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう。
二 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送をいう。

三 「放送局」とは、放送を目的として開設する無線局をいう。
四 「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

第三條 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律される

ことがない。
(訂正放送等) 第四條 放送事業者(電波法(昭和二十四年法律第 号)の規定により放送局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)が真実でない事項の放送をした場合において、その事項に関する本人又は直接関係人の請求があつたときは、放送事業者は、請求を受けた日から二日以内に、同一の放送設備により、相当の方法で、その選択するところにより、訂正若しくは取消の放送をし、又は本人若しくは直接関係人に弁明の放送をさせなければなら

ない。
2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 前二項の規定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない。

(国際放送) 第五條 国際放送は、国際親善を害するものであつてはならない。外国において放送をする目的で編集した放送番組を外国に送信する場合も、同様とする。

(再放送) 第六條 放送事業者は、同意を得なければ、他の放送事業者の放送を受信して、その再放送をしてはならない。

第二章 日本放送協会
(目的) 第七條 日本放送協会(以下単に「協会」という。)は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において

受信できるように放送を行うことを目的とする。

(法人格) 第八條 協会は、前條の目的を達成するためにこの法律の規定に基き設立される法人とする。

(業務) 第九條 協会は、第七條の目的を達成するため、左の業務を行う。
一 全国的及び地方的放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用すること。
二 国際放送を行うため、放送局を設置し、維持し、及び運用すること。

三 放送番組を編集すること。
四 放送の進歩発達に必要な研究施設を設置すること。但し、協会の研究活動は、放送技術に密接に関連するものに限る。

2 協会は、前項の業務の外、第七條の目的を達成するため、左の業務を行うことができる。
一 放送番組編集上必要な劇団、音楽団等を維持し、養成し、又は助成すること。
二 協会が放送することを主たる目的とする公開演奏会その他の催を主催し、又は後援すること。

三 放送の普及発達に必要な周知宣伝を行い、出版をし、及び放送の受信に関し公衆の相談に応ずること。
四 文芸、音楽、美術及び学術の著作権を取得し、使用し、又はその使用を承認すること。

五 特許権及び実用新案権並びに

これらの実施権を取得すること。

六 ニュース及び情報を他人に提供すること。

七 委託により放送受信用機器を修理すること。

三 協会は、前二項の業務を行うに当つては、営利を目的としてはならない。

四 協会は、放送受信用機器若しくはその真空管又は部品を認定し、放送受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目であつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。

五 第二項第七号の放送受信用機器の修理業務は、電波監理委員会が定期的に行う調査により必要と認めて指定した場所に行うことができる。

(事務所)
第十條 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

二 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第十一條 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産及び会計に関する事項
- 五 経営委員会、理事会及び役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項

項

七 放送債券の発行に関する事項

八 公告の方法

二 定款は、電波監理委員会の認可を受けて変更することができる。

(登記)
第十二條 協会は、その設立、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

二 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者は対抗することができない。

(経営委員会の設置及び権限)
第十三條 協会は、経営委員会を置く。

二 経営委員会は、協会の経営方針を決定し、且つ、その業務の運営を指導統制する権限と責任を有する。

第十四條 左の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。但し、経営委員会が軽微と認めた事項については、この限りでない。

- 一 收支予算、事業計画及び資金計画
- 二 收支決算
- 三 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止
- 四 放送番組の編集に関する基本計画
- 五 定款の変更
- 六 第三十二條の受信契約の條項及び受信料の免除の基準
- 七 放送債券の発行及び借入金の借入
- 八 事業の管理及び業務の執行に関する事項

関する規程

九 役員報酬、退職金及び交際費(いかなる名目によるかを問はずこれに類するものを含む)その他他経営委員会が特に必要と認めた事項

(経営委員会の組織)
第十五條 経営委員会は、委員八人及び会長をもつて組織する。

二 経営委員会に委員長一人を置き、委員のうちから、委員及び会長が選挙する。

三 委員長は、委員会の会務を総理する。

四 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長職務を代行する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命)
第十六條 委員は、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その選任については、文化、科学、産業その他の各分野が公平に代表されることを考慮しなければならない。

二 前項の任命に當つては、別表に定める地区に住所を有する者のうちから、各一人を任命しなければならない。

三 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することが

できる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

四 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁以上上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。)

四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。)

六 放送事業者若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者、又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

七 前二号に掲げる事業者の団体の役員(任命の日以前一年間に

においてこれらに該当した者を含む。)

五 委員の任命については、会長を含め五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

(任期)
第十七條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

二 委員は、再任されることができ

三 委員は、任期が満了した場合においても、あらたに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(退職)
第十八條 委員は、第十六條第三項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

(罷免)
第十九條 内閣総理大臣は、委員が第十六條第四項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十條 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができなかつたとき、又は委員に職上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において各議院は、当該委員に弁明の機会を與えなければならない。

二 内閣総理大臣は、委員及び会長のうち五人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の

政党に属する者が四人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

第二十一條 委員は、前二條の場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

(委員の報酬)

第二十二條 委員は、報酬を受けない。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(議決の方法)

第二十三條 経営委員会は、委員長並びにその他の委員及び会長のうち四人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、別に規定するものの外、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

(役員)

第二十四條 協会に、役員として、経営委員会の委員の外、会長一人、副会長一人、理事三人及び監事二人を置く。

(理事会)

第二十五條 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する。

(会長等)

第二十六條 会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を輔佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行

行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長及び副会長を輔佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、会長、副会長及び理事の行う業務を監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する。

第二十七條 会長は、経営委員会が任命する。

2 前項の任命に当つては、経営委員会は、委員六人以上の多数による議決によらなければならない。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 監事は、経営委員会が任命する。

5 会長、副会長、理事及び監事の任命については、第十六條第四項の規定を準用する。この場合において同項第六号「放送事業者若しくは新聞社」とあるのは「新聞社」と読み替へるものとする。

第二十八條 会長、副会長、理事及び監事の任期は、三年とする。但し、補欠の会長は、前任者の残任期間在任する。

2 会長、副会長、理事及び監事は、再任されることが出来る。

第二十九條 経営委員会は、会長若しくは監事が職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は会長若しくは監事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することが出来る。

これを罷免することが出来る。

2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することが出来る。

(会長等の兼職禁止)

第三十條 会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

2 会長、副会長及び理事は、放送事業に投資してはならない。

(民法等の準用)

第三十一條 民法第四十四條（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）、第五十四條（代表権の制限）、第五十六條（仮理事）及び第五十七條（特別代理人）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第一項（仮理事等の選任の管轄）の規定は、協会に準用する。

(受信契約及び受信料)

第三十二條 協会の標準放送（五百三十五キロサイクルから千六百五キロサイクルまでの周波数を使用する放送をいう。）を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。但し、放送の受信を目的としな

い受信設備を設置した者については、この限りでない。

2 協会が前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料は、月額三十五円とする。

料は、月額三十五円とする。

3 協会は、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けた基準によるのでなければ、前項の受信料を免除してはならない。

4 協会は、第一項の契約の條項については、あらかじめ電波監理委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(国際放送実施の命令)

第三十三條 電波監理委員会は、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して、協会に国際放送を行うべきことを命ずることが出来る。

(放送に関する研究)

第三十四條 電波監理委員会は、放送の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に対し、第九條第一項第四号の範囲内で事項を定めてその研究を命ずることが出来る。

2 前項の規定によつて行われた研究の成果は、放送事業の発達その他公共の利益になるように利用されなければならない。

(国際放送等の費用負担)

第三十五條 前二項の規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする。

2 前二條の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で行なわれなければならない。

(事業年度)

第三十六條 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第三十七條 協会は、毎事業年度の收支予算、事業計画及び資金計画を作成し、電波監理委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 電波監理委員会が前項の收支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の收支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が附してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

(業務報告の提出)

第三十八條 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、電波監理委員会に提出しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を附して内閣総理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を国会に提出しなければならない。

(支出の制限)

第三十九條 協会の収入は、第九條第一項及び第二項に掲げる業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

(貸借対照表等の提出)

第四十條 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算

書並びにこれに関する説明書を作成し、当該事業年度経過後二箇月以内に、電波監理委員会に提出しなければならない。

2 電波監理委員会は、前項の書類を受領したときは、これを内閣総理大臣を経て内閣に提出しなければならない。

3 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。

(会計検査院の検査)
第四十一條 協会の会計については、会計検査院が検査する。

(放送債券)
第四十二條 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、大蔵大臣の認可を受けて、放送債券を発行することができる。

2 前項の放送債券の発行額は、三十億円をこえることができない。

3 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却積立金として積み立てなければならない。

4 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。

5 協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に先だち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐものとする。

7 前六項に定めるものの外、放送債券に関し必要な事項について

は、政令の定めるところにより、商法（明治三十二年法律第四十八号）の杜撰に関する規定を準用する。

(放送の休止及び廃止)
第四十三條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。但し、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を電波監理委員会に届け出なければならない。

(放送番組の編集)
第四十四條 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄與するように、最大の努力を拂わなければならない。

2 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、且つ、その結果を公表しなければならない。

3 協会は、放送番組の編集に当つては、左の各号の定めるところによらなければならない。

一 公衆に関係がある事項について、事実をまげないで報道すること。

二 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

三 音楽、文学、演芸、娯楽等の分野において、最善の内容を保持すること。

(政治的公平)
第四十五條 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならない。

2 協会が公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、同一の放送設備により、同等な条件の時刻において、同一時間の放送をさせなければならない。

(広告放送の禁止)
第四十六條 協会は、いかなる表現によるかを問わず、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。

2 前項の規定は、放送番組について著作者の氏名又は名称を放送することを妨げるものではない。

(放送設備の譲渡等の制限)
第四十七條 協会は、電波監理委員会の認可を受けなければ、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他いかなる方法によるかを問わず、これを他人の支配に属させることができない。

2 電波監理委員会は、前項の認可をしようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

(免稅)
第四十八條 協会には、所得税及び法人税を課さない。

(土地收用)
第四十九條 協会の営む放送事業は、土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）第二條の土地を收用し、又は使用することのできる

事業とし、同法を適用する。
(解散)
第五十條 協会の解散については、別に法律で定める。

第三章 一般放送事業者
(広告主及び広告放送の告知)
第五十一條 一般放送事業者（協会以外の放送事業者をいう。以下同じ。）が、対価を得て広告放送をするときは、広告主の氏名又は名称及び広告放送であることを放送によつて告知しなければならない。

(候補者放送)
第五十二條 一般放送事業者がその設備により又は他の放送事業者の設備を通じて、公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があつたときは、料金を徴収するとし、にかかわらず、同一の放送設備により、同等な条件の時刻において、同一時間の放送をさせなければならない。

第四章 罰則
第五十三條 協会の役員又は職員がその職務に関して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

2 協会の役員又は職員になろうとする者がその担当しようとする職務に関して請託を受けて賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、協会の役員又は職員になつた場合において、前項と同様の刑に処する。

3 協会の役員又は職員であつた者がその在職中請託を受けて職務上

不正の行為をなし、又は相当の行為をしなかつたことに関して賄賂を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、第一項と同様の刑に処する。

4 前三項に規定する賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

5 第一項から第三項までの場合において、協会の役員又は職員が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十四條 左の場合においては、その違反行為をした協会の役員を十万円以下の罰金に処する。

一 第九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十一條第二項、第三十二條第三項若しくは第四項、第四十二條第二項、第四十三條第一項又は第四十七條第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき。

三 第三十條第一項、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條第一項の規定に違反したとき。

第五十五條 第四條第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、私事に係るときは、告訴をまつて論ずる。

第五十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をし

(所掌事務)

第三條 電波監理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 無線局の開設の根本的基準を定めることその他無線局(高周波利用設備を含む。以下同じ。)の免許等に関すること。

二 無線設備(高周波利用設備を含む。以下同じ。)の技術基準を定めること。

三 無線局の運用に関すること。

四 無線従事者国家試験に関すること。

五 無線従事者の免許に関すること。

六 日本放送協会に関すること。

七 電波監理委員会の処分に対する異議の申立の聴聞に関すること。

八 前各号に掲げるものの外、電波及び放送の規律に関すること。

(権限)

第四條 電波監理委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

但し、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所、業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。

用品等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 電波監理委員会の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可又は認可を與えること。

十四 所掌事務に関し、報告を徴すること。

十五 電波の利用に関する業務及び技術の研究及び調査であつて、所掌事務を遂行するのに必要なものを自ら行い、又は自ら行うことを不利と認める場合にこれを部外の研究機関に委託すること。

十六 所掌事務を遂行するのに必要な特許権及び実用新案権並びにこれらの実施権を取得すること。

十七 條約により定められた範囲内において電波の管理に関する国際的取極を商議し、及び締結

すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

十八 無線局の開設を免許し、又は承認すること。

十九 無線局についてその無線設備、無線従事者の資格及び員数等を検査すること。

二十 電波を監視し、及び規律すること。

二十一 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。

二十二 電波が伝わる状況を予報し、及び電波の伝わり方の異常に関して警報を発すること。

二十三 無線設備の技術基準を定めること。

二十四 委託により、無線設備の機器の型式検定をすること。

二十五 無線従事者国家試験を行い、及び無線従事者免許を與えること。

二十六 委託により、無線設備の性能試験及びその機器の較正を行うこと。

二十七 委託により、無線局の周波数を測定すること。

二十八 日本放送協会の定款の変更を認可すること。

二十九 日本放送協会に対し、国際放送を行うべきことを命ずること。

三十 日本放送協会とその放送を受信する者との契約の條項を認可すること。

三十一 日本放送協会の放送設備の譲渡、賃貸等につき認可すること。

三十二 日本放送協会が放送受信機器の修理業務を行うことができる場所を指定すること。

三十三 前各号に掲げるものの外、法律(これに基づく命令を含む。)に基き、電波監理委員会に属せられた権限

(組織)

第五條 電波監理委員会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第六條 委員長及び委員は、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員長又は委員を任命することができる。この場合において、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならぬ。

3 左の各号の二に該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 禁こ以上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 国会議員

四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

五 放送事業者若しくは無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この條中同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

六 前号に掲げる事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

4 委員長及び委員の任命については、四人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

(宣誓及び服務)

第七條 委員長及び委員は、任命後、内閣総理大臣の面前において、服務の宣誓をした後でなければ、その職務を行つてはならない。

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十六條、第九十八條から第一百條まで及び第一百條の規定は、委員長及び委員に準用する。

(兼職の禁止)

第八條 委員長及び委員は、営利を目的とする団体の役員となり、自ら営利事業に従事し、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(任期)

第九條 委員長及び委員の任期は、六年とする。但し、補欠の委員長又は委員は、前任者の残任期間在

任する。

2 委員長及び委員は、再任されることが出来る。

(退職)

第十條 委員長又は委員は、第六條第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

(罷免)

第十一條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が第六條第三項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第十二條 内閣総理大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することが出来る。

2 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち四人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が三人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免する。

(委員長)

第十三條 委員長は、電波監理委員會の会務を総理し、電波監理委員會を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときに委員長の職務を行わせるため、副委員長一人を置く。

3 副委員長は、委員のうちから互選した者について、委員長が任命する。

(給與)

第十四條 委員長及び委員は、別に法律で定めるところにより給與を受ける。

(退職後の就職の制限)

第十五條 委員長又は委員であつた者は、その退職後一年間は、第六條第三項第五号及び第六号に掲げる職についてはならない。

(會議及び手続)

第十六條 電波監理委員會は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決をすることが出来ない。

1 電波監理委員會の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 電波監理委員會の會議の議事は、議事録として記録しておくなければならない。この記録は、電波監理委員會規則で定める手続により、公衆の閲覧のために公開されなければならない。

4 前三項に定めるものの外、電波監理委員會の會議の議事に關する手続は、電波監理委員會規則で定める。

(規則の制定)

第十七條 電波監理委員會は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、電波監理委員會規則を制定することが出来る。

(報告)

第十八條 電波監理委員會は、第十六條の規定による會議を開いて議決をしたときは、その要旨を内閣

総理大臣に報告しなければならない。但し、内閣総理大臣がその必要がないと認めた事項については、この限りでない。

2 電波監理委員會は、左に掲げる事項について調査し、毎年一回内閣総理大臣を経由して、国会に報告しなければならない。

一 無線局の開設の状況
二 放送番組の状況及びその改善の方策
三 日本放送協会の業務の状況及び放送事業の振興の方策
四 無線設備の改善の方策
五 電波の利用に關する業務及び技術の発達を圖る方策

六 その他電波監理委員會の所掌に屬する事項の状況
(審理官)

第十九條 電波法第七章に定める聽聞を行うため、電波監理委員會に審理官五人以内を置く。

2 審理官は、電波監理委員會の同意を得て、委員長が任命する。これを罷免するときも、同様とする。

(事務局)

第二十條 電波監理委員會に、事務局として電波監理總局を置く。

2 電波監理總局は、電波監理委員會の事務を處理する。

3 電波監理總局の長は、電波監理長官とする。電波監理長官は、電波監理委員會の指揮監督を受け、電波監理總局の事務を掌理する。

5 電波監理委員會は、その所掌事務の遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、その権限に屬する事項の一部を電波監理總局に行わせることができる。

(内部組織)

第二十一條 電波監理總局に、官房及び左の三部を置く。

法規經濟部
施設監督部
電波部
(官房の事務)

第二十二條 官房においては、電波監理總局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
二 公印を制定し、及び管理すること。
三 公文書類を接受し、發送し、編集し、及び保存すること。
四 無線局の免許に關する意見をとりまとめること。

五 分課に關すること。
六 聽聞に關すること。
七 監察を行うこと。
八 周知宣伝に關すること。
九 調査及び統計に關すること。

十 職員、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。

十一 職員の厚生及び保健並びに宿舍に關すること。

十二 經費及び收入の予算、決算及び會計並びに會計の監査に關すること。
十三 行政財産及び物品を管理すること。

十四 他の部の所掌に屬しない事務に關すること。

(法規經濟部の事務)

第二十三條 法規經濟部において、電波監理總局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波及び放送の規律に關する條約及び法令に關すること。
二 國際電氣通信連合その他の機關との連絡に關すること。

三 無線局の開設の根本的基準に關すること。
四 無線局の免許に關すること。但し、社会的、經濟的な事項に限る。

五 無線局の運用に關すること。但し、社会的、經濟的な事項に限る。
六 無線従事者國家試験に關すること。

七 無線従事者の免許に關すること。
八 日本放送協會等電波監理委員會の所掌事務に係る公益法人その他の団体に關すること。

九 日本放送協會が放送受信機器の修理業務を行うことができる場所の指定に關すること。
十 電波監理委員會の所掌事務に係る法務に關すること。

十一 社会的、經濟的な見地からする電波及び放送の規律に關すること。

(施設監督部の事務)

第二十四條 施設監督部においては、電波監理總局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 無線設備の技術基準に關すること。但し、電波部の所掌に屬

するものを除く。

二 無線局の免許に関する事。

但し、法規経済部の所掌に属するものを除く。

三 無線局の運用に関する事。

但し、法規経済部の所掌に属するものを除く。

四 国際周波数登録委員会との連絡に関する事。

五 無線局の検査に関する事。

六 技術的見地からする電波及び放送の規律に関する事。但し、電波部の所掌に属するものを除く。

(電波部の事務)

第二十五條 電波部においては、電波監視総局の事務のうち、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波の利用に関する技術の研究及び調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

二 無線局に対し指定すべき周波数を選定すること。

三 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。

四 無線設備の機器の技術基準を定め、並びに無線設備の機器の型式検定をすること。

五 電波の伝わる状況を予報し、及び電波の伝わり方の異常に關して警報を發すること。

六 電波の監視に關すること。

七 無線局の電波の放射の臨時の停止に關すること。

八 国際無線通信諮問委員会及び国際電波監視機関との連絡に關すること。

九 無線設備の機器の校正をする

こと。

十 電波監視委員会の所掌事務を遂行するのに必要な施設であつて無線設備に關するものの設置及び管理に關すること。

十一 電波技術審議会に關すること。

十二 電波観測所に關すること。

(地方機関)

第二十六條 電波監視総局の地方機関として、地方電波監視局を置く。

2 地方電波監視局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東電波監視局	東京都	東京都 神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県
信越電波監視局	長野市	長野県 新潟県
東海電波監視局	名古屋	愛知県 三重県 静岡県 岐阜県
北陸電波監視局	金沢市	石川県 福井県 富山県
近畿電波監視局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県
中国電波監視局	広島市	滋賀県 和歌山県 奈良県 岡山県
四国電波監視局	松山市	山口県 愛媛県 徳島県 香川県 高知県
九州電波監視局	熊本市	熊本県 長崎県 福岡県 大分県
東北電波監視局	仙台市	佐賀県 宮崎県 鹿児島県
北海道電波監視局	札幌市	宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県 北海道

3 地方電波監視局は、電波監視総局の事務の一部を分掌するものとす。その範囲は、政令で定める。

4 第二十五條第六号及び第七号に掲げる事務については、第二項の管轄区域にかかわらず、電波監視委員会規則で別段の定をすることが出来る。

5 地方電波監視局の内部組織は、電波監視委員会規則で定める。

6 電波監視委員会は、地方電波監視局の事務の一部を分掌させるた

め必要があるときは、電波監視局及び出張所を設けることができる。

7 前項の電波監視局及び出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電波監視委員会規則で定める。

(附屬機関)

第二十七條 左の表の上欄に掲げる機関は、電波監視委員会の附屬機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それ／＼下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
電波技術審議会	電波監視委員会の諮問に応じて、電波の技術に關する事項について調査審議すること。
電波観測所	電波監視委員会の所掌事務を行うのに必要な電波の伝わり方の観測及び研究を行うこと。
職員訓練所	電波監視委員会の職員の訓練を行うこと。

2 電波技術審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

3 電波観測所及び職員訓練所の名称、位置及び内部組織は、電波監視委員会規則で定める。

(職員)

第二十八條 電波監視委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に關する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第二十九條 電波監視委員会に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

(罰則)

第三十條 第八條若しくは第十五條の規定に違反した者は、一年以下の

目次中 「第一節 電波庁(第三十條—第三十八條) を削る。
第二節 航空保安庁(第三十九條—第四十四條)」

第二條第十二号から第十四号までを次のように改める。

十二から十四まで 削除

第四條第一項第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五條第十四号の二「電気通信施設を」を「電気通信施設(無線通信施設を除く。)」に、同條第十四号の三「電気通信機械」を「電気

の懲罰又は五万円以下の罰金に処する。

附 則

1 この法律は、電波法施行の日から施行する。

2 第六條第一項の規定による電波監視委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律施行前においても行うことができる。

3 この法律施行後最初に任命される委員の任期は、第九條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、それ／＼一年、二年、三年、四年、五年及び六年とする。

4 電気通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

通信機械(無線通信機械を除く。))に、同條第十四号の四中「電気通信業務」を「電気通信業務(無線通信業務を除く。)」に、同條第十四号の五中「電気通信施設」を「電気通信施設(無線通信施設を除く。)」に、「電気通信用の機器及び素材」を「電気通信用の機器及び素材(無線通信用のものを除く。)」に、同

請願者 福島県郡山市長 本間

善慮外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

郡山市および福島市の両都市は、東北地方における商工業の代表的樞要都市で、しかも両市は極めて近距離にあるにもかかわらず、両市間の電話回線は僅かに八回線にすぎないため、特別至急報接をもつて申し込んでも通話開始までに数時間を要する実情で、その不便は極めていちじるしく、商工業の発達に重大な支障を及ぼしているから、両市間の電話に即時通話制度を実施せられたいとの請願。

第一二八号 昭和二十四年十二月十日受理

福島県須賀川局、岩瀬郡西部町村間直通電話架設に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡須賀川町 岩瀬地方町村会内 前田藤吉

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島県岩瀬郡西部の長沼町、牧本町、大屋村、大里村、湯本村と須賀川町を中心とする十五箇町村相互間の通話は隣郡の白河局を経由する関係で、普通十時間余、特別至急報三、四時間を要するため、利用者は等しく不便と苦痛を訴えているから、須川局、岩瀬郡西部町村間直通電話架設工事をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一二九号 昭和二十四年十二月十日受理

有田局の電話交換方式変更に関する請願

請願者 佐賀県西松浦郡有田町 長 江副孫右エ門外百九十五名

紹介議員 深川榮左エ門君

佐賀県有田町は有名な有田焼の生産地で、周辺の町村を一体として都市計画の指定を受け、着々工業都市への態勢を整え、さらに輸出工場整備合理化を企画しつつあるが、通信施設は旧態依然たる磁石式電話交換式であるので、非常に不便を感じ、本地方の産業、文化、とくに陶磁器の振興発達を妨げているから、共電式または自動式電話に方式を変更せられたいとの請願。

第一三三三号 昭和二十四年十二月十日受理

郡山電気通信管理所建物新築促進に関する請願

請願者 福島県郡山市長 本間善慮外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

先般の機構改正により福島県南部を管轄するため、あらたに郡山電気通信管理所が設置されて、既にその敷地も買収済みであるが、未だに庁舎が新築がされないで、やむなく本年末限りの契約で現在の家賃を賃借し、仮庁舎として使用中である。しかして同建物の所有者と地主が別人であるため、家主から期日までに明渡しを迫られ、また地主側よりは家賃撤去の要求等があるから、是非とも本年度第三、四半期中に新庁舎の建築に着手せられたいとの請願。

第一四三三三号 昭和二十四年十二月十日受理

白河電信電話局の電話交換方式変更に関する請願

請願者 福島県白河市長 田中伸三外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島県白河市は、近年国立関係各種機関の設置と、平和経済復興に伴う輸出製造工場のぼつと興い、新興都市として着々発展しているが、電信機関の老朽はなほ大きく、通信連絡の支障が極めて大きいから、当地方一帯の経済文化発展のため、白河局の電話交換方式を共電式電話に変更改良せられたいとの請願。

第一七四号 昭和二十四年十二月十日受理

大阪の電信従業員宿舍改善および増設に関する請願

請願者 大阪府北区堂島西町全通信労働組合大阪中央電信局支部内 吉本利治

紹介議員 千葉 信君 水橋 藤作君

大阪電信管理所大阪電報局および大阪国際電報局は、通信現業官庁として国内、外国電報の受付、配達および送受事務を取扱い東京とともに国内電信事業の中枢をなしている。従つて従業員は、これら事務遂行上一定の技術を要し、広範囲に遠隔の地から募集して養成する関係で地方出身者が極めて多いにもかかわらず、寮の施設は全く荒廃し住むにたえない状況であつて、劣悪な給與の状態と相まつて日々の労働力をも維持できないものとなりつつあるから、これら従業員の寮、小住宅の改善および増設を図られたいとの請願。

第一九七号 昭和二十四年十二月十五日受理

放送法案中一部修正に関する請願

請願者 東京都文京区湯島三組町七六全国ラジオ電機組合連合会内 小川忠作

紹介議員 小林 勝馬君

近く国会に上程されようとしている放送法案には、その第九條第二項第七号に「委託により放送受信用機器を修理すること」および同條第五項に「受信用機器の修理業務は電波管理委員会が定期に行う調査により必要と認めた場所に限りこれを行うことができる」との條項があるが、この條項による日本放送協会のラジオ修理業界への進出は、全国幾十萬の業者とその家族の生存権をおびやかすことになるから、業界の不安を一掃するため、右兩項を削除せられたいとの請願。